を含む。）並びに第四条の十六第一項及び第二項	
第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	当該確認
	当該審査
第一条の四（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第三条の八	構造計算適合性判定の申請
	構造計算適合性判定の通知
第二条第一項	法第六条第四項
	法第十八条第三項
	別記第五号様式
	別記第四十二号の三様式
	その写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写し
	その写し
第二条第一項及び第四項	第十二条第六項
	第十三条第七項
第二条第一項及び第四項並びに第三条の四第一項	第六条に
	第七条第五項において準用する同令第六条に
第二条第三項	法第六条第六項
	法第十八条第十四項
	同条第四項
	同条第三項
	別記第五号の二様式
	別記第四十二号の四様式
第二条第四項	別記第六号様式
	別記第四十二号の五様式
第二条第四項及び第五項	法第六条第七項
	法第十八条第十五項
第二条第四項及び第三条の十二	法第六条の三第七項
	法第十八条第十一項
第二条第五項	別記第七号様式
	別記第四十二号の六様式